

監理技術者の専任配置の特例について

(専任特例2号)

練馬区における建設業法第26条第3項第2号の規定（以下、「専任特例2号」という。）による監理技術者の専任配置の特例につきましては、以下のとおり実施します。

1 実施要件

(1) 建設工事の種類、発注時の東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける業種の種類にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する公共工事については、専任特例2号による専任配置の特例を認めないものとする。

1) 予定価格が1億8千万円以上

2) 総合評価方式（練馬区施工能力等審査型総合評価方式実施要綱（平成27年3月31日26練総経第979号）に基づく入札方式）により落札者を決定するもの

※JV案件についても、出資比率に応じた請負金額ではなく、当該工事の予定価格で判断する。

(2) 兼務する工事が維持工事※でないこと。

※ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）等をいう。

※兼務する工事のどちらかが維持工事の場合は、専任特例2号による専任配置の特例を認めない。

(3) 当該工事に監理技術者補佐を専任で配置すること。

(4) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験による監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技

術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(5) 監理技術者補佐は配置を予定する日において、入札参加者とそれぞれ3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(6) 兼務する工事の数は2件までであること。なお、練馬区発注工事以外でも兼務することができる。

※現に履行中の工事（又は今後配置を予定している工事）においても、専任特例2号を適用できること（現に履行中の工事等の発注者が示す実施要件に該当すること）は、入札参加者自身にて確認すること。

※申請にあたり、発注者間でのトラブルを避けるため、受注者は予め各発注者へ他工事を兼務する旨の説明を行い、理解を得ること。

(7) 兼務できる工事の施工場所は、区が発注する専任特例2号による専任配置の特例を認める公共工事の施工場所から直線距離でおおむね10km以内とする。ただし、仕様書において別の定めがある場合は、その定めが優先されるものとする。

(8) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。

(9) 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(10) 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。

【注意事項】

契約後に各要件が満たせなくなる場合は、速やかに監督員に連絡してください。

2 申請等の手続

専任特例2号の適用を希望する場合は、次のとおり関係書類を提出してください。

(1) 入札参加希望申請時

東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる入札参加の希望申請時（（希望制）指名競争入札に付す場合であって希望申請を伴わないものは配置予定技術者の届出時、随意契約による場合にあっては見積書の提出時）に下記メールアドレス宛に「事業者名・専任特例2号の適用を希望する工事件名」を本文に明記したうえで様式2を添付しメールを送信してください。

送信先メールアドレス：keiri04@city.nerima.tokyo.jp

※様式2には配置要件確認のための資料の添付が必要です。詳細は様式2をご確認ください。

(2) 落札日当日

配置を予定していた監理技術者又は監理技術者補佐が配置できず、新たな技術者を配置する場合は、落札した案件に限り、落札日の17時までに練馬区と協議し、承諾を得たうえで「技術者変更届出書」の提出により配置予定技術者を変更することができます。新たな技術者に対しても専任特例2号の適用を希望する場合は「技術者変更届出書」と併せて様式2を提出してください。

(3) 契約締結後

契約締結後から専任特例2号の適用を希望する場合は、監督員に様式2を提出してください。

【専任特例2号の適用を希望する場合の留意点】

契約後、技術者の適正配置が不可となった場合は、工事請負契約書に基づき契約解除となる場合や、練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準に基づき指名停止となる場合があります。

3 適用時期

令和8年4月1日（以下、「適用日」という）以降に公告等を行う工事に適用する。なお、以下の工事については、適用日以降、受発注者協議により適用できるものとする。

（1）契約中の工事

（2）適用日以前に公告等を行い、契約締結する工事

【問合せ先】 1， 2（3）， 3について

土木部道路公園課工事係 直通（03）5984-1348

施設管理担当部施設管理課技術管理係 直通（03）5984-1392

2（1）（2）について

総務部経理用地課契約係 直通（03）5984-2832

専任特例2号の適用に係る確認事項

年 月 日

練馬区長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

建設業法第26条第3項第2号(以下、「専任特例2号」という。)の適用にあたり、以下のとおり報告します。

1 専任特例2号を適用する工事

監理技術者 (予定)	氏名		
	技術検定種目		
希望申込み案件	工事件名		
	開札予定日		
	監理技術者 補佐 (予定)	氏名	
		技術検定種目	
雇用関係の確認		<input type="checkbox"/> 住民税特別徴収税額通知書 <input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 <input type="checkbox"/> その他	
現に履行中の工事 (または今後配置を 予定している工事)	発注者		
	工事主管部署		
	担当者及び連絡先		
	工事件名		
	施工場所		
	工事内容	維持工事に該当	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
	契約金額(税込)		
	工事期間		年 月 日 ~ 年 月 日
	CORINS登録番号		
監理技術者補佐 氏名(予定)			
(備考)			

配置予定の監理技術者及び監理技術者補佐の要件確認のために必要な資料を添付して提出

※1 監理技術者補佐の資格確認資料の写し

- ① 監理技術者資格者証 ② 一級施工管理技士等の国家資格者の合格証
- ③ 一級施工管理技士補の合格証明書 等

※2 監理技術者補佐の「雇用関係が確認できる書類」の写し

- ① 住民税特別徴収税額通知書 ② 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 等

2 要件への適合

<input type="checkbox"/> 専任特例2号を適用するにあたって、次の要件に基づき実施します。	
1)	当該工事の予定価格が1億8千万円未満であり、総合評価方式(練馬区施工能力等審査型総合評価方式実施要綱(平成27年3月31日26練総経第979号)に基づく入札方式)により落札者を決定するものでないこと。
2)	兼務する工事が維持工事でないこと。 ※ 維持工事とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事(24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事)等をいう。
3)	監理技術者補佐を専任で配置すること。
4)	監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
5)	監理技術者補佐は配置を予定する日において、入札参加者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
6)	監理技術者が兼務する工事の数は本工事を含め同時に2件までであること。
7)	兼務できる工事の施工場所は、区が発注する専任特例2号による専任配置の特例を認める公共工事の施工場所から直線距離でおおむね10km以内であること。
8)	監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
9)	監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
10)	監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。

注: 上記にレ又は■を記載する。

3 その他

<input type="checkbox"/>	配置を予定している監理技術者が、現に履行中の工事(又は今後配置を予定している工事)についても建設業法第26条第3項第2号の規定を適用できることを確認しています。 また、各発注者へ他工事を兼務する旨の説明を行い、理解を得ています。
<input type="checkbox"/>	以下の留意点について確認しています。
	契約後、各要件(兼務先における要件を含む)が満たせなくなる場合は、速やかに監督員に連絡する必要があること。
	契約後、適正に技術者を配置できなかったとき(監理技術者又は監理技術者補佐の別に関わらず、技術者の適正な配置をできなかったとき)は、工事請負契約書に基づき契約解除となる場合や、練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準に基づき指名停止となる場合があること。

注: 上記にレ又は■を記載する。